

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2016年4月



税関が2016年度商品分類結果(Ⅲ)を公表

中国税関総署は、2016年3月29日付けで「2016年商品分類決定の発布に関する公告」(税関総署公告2016年第22号)を公布し、レッドブル・エナジードリンク(品目番号Z2016-008)を税コード2202.1000、タンパク質精製装置(品目番号Z2016-009)を税コード8479.8999に組み入れ、同年5月1日から施行することとした。

原子力関連の軍民両用(デュアル・ユース)設備、材料及び関連技術の対イラン・輸出規制

商務部、外交部、国家原子力機構ならびに税関総署は、共同して国連安全保障理事会決議第2231号措置を履行するため2016年4月1日付けで「原子力関連のデュアル・ユース設備、材料及び関連技術の対イラン輸出規制に関する公告」(商務部、外交部、国家原子力機構、税関総署公告2016年第13号)を公布した。同公告は、輸出事業者が記入し提出しなければならない資料、審査手続きおよび監督管理措置などを定められている。

対北朝鮮・輸送禁止鉱物リスト

商務部及び税関総署は、国連安全保障理事会決議第2231号措置を共同で履行するため、2016年4月5日付けで「対朝鮮輸送禁止鉱物のリストに関する公告」(商務部、税関総署公告2016年第11号)を公布し、北朝鮮産鉱物の輸入禁止と北朝鮮に対するジェット燃料の輸出禁止の方針について詳しく示した。輸入禁止項目は、石炭、鉄金属、鉄鉱石、金鉱石、チタン鉱、バナジウム、レアアースであり、また、輸出禁止項目は、航空機用ガソリン、ジェット燃料用ナフサ、ケロシン系ジェット燃料、ケロシン系ロケット燃料などのジェット燃料である。なお、一部に除外項目を明示した。

税関が日本、韓国、トルコを原産地とするアクリル繊維に対してアンチ・ダンピング暫定措置を実施

中国税関総署は、2016年4月1日付けで「日本、韓国、トルコを原産地とするアクリル繊維に対するアンチダンピング暫定措置の実施に関する公告」(税関総署公告2016年第24号)を公布した。同公告は、日本、韓国、トルコ産アクリル繊維(税コード:55013000、55033000、55063000)に対してアンチダンピング(AD)暫定措置を課すものである。これに伴い、税関は、現行の規定に従い関税及び輸入増価税を課すと共に、各サプライヤーごとに一定の課税率と算式を採用して、アンチ・ダンピング税及び輸入増価税相当額の保証金を2016年4月2日から徴収する。

税関が米国、欧州連合(EU)、日本を原産地とする輸入無漂白クラフト紙に対してアンチ・ダンピング税賦課

中国税関総署は、2016年4月8日付けで「米国、欧州連合(EU)、日本を原産地とする輸入無漂白クラフト紙に対するアンチダンピング措置の実施に関する公告」(税関総署公告2016年第27号)を公布した。同公告により、米国、EU、日本を原産地とする輸入無漂白クラフト紙(税コード:48042100、48043100)に対し、現行の規定に従い関税及び輸入増価税を課すと共に、各サプライヤーごとに2016年4月10日から5年を期限としてアンチダンピング暫定税率が賦課される。

政府の複数部門がクロスボーダー電子商取引(越境 EC)小売輸入商品リストを相次いで公布

中国財政部ほか 11 部門は、2016 年 4 月 6 日付けで共同で「越境 EC 小売輸入商品リストの公布に関する公告」(財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、農業部、商務部、税関総署、國家稅務總局、國家質量監督檢疫檢驗總局、國家食品藥品監督管理總局、絶滅危惧種輸出入管理弁公室、國家パスワード管理局、公告 2016 年第 40 号)を公布した。また、財政部ほか 13 部門は、2016 年 4 月 15 日付けで共同で「越境 EC 小売輸入商品リスト(第二弾)の公布に関する公告」(財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、環境保護部、農業部、商務部、中国銀行、税関総署、國家稅務總局、國家質量監督檢疫檢驗總局、國家新聞出版ラジオ映画テレビ總局、國家食品藥品監督管理總局、絶滅危惧種輸出入管理弁公室、公告 2016 年第 47 号)を公布した。なお、2016 年 4 月 6 日に公布された第一弾リストの品目数は 1,142 品目である。さらに、それぞれ 8 枝の税コードが付されており、品目には一部の食品・飲料、衣類・靴類・帽子類、家電、ならびに一部化粧品、紙オムツ、子供用玩具、ステンレスボトルが含まれる。また、2016 年 4 月 15 日に公布された第二弾のリストは、管轄部門が、第一弾リストを基に作成し、品目数は 151 品目で、同じくそれぞれ 8 枝の税コードが付されている。第一弾リストおよび第二弾リストは、商品に係る許認可証明書、税関申告書などの問題を明確にし、越境 EC 小売輸入の租税政策実施の徹底を図っている。

国家食品薬品監督管理總局及び国家質量監督檢疫檢驗總局が「クロスボーダー電子商取引(越境 EC)小売輸入商品リスト」の関連商品に対し追加説明

国家食品薬品監督管理總局は、「越境 EC 小売輸入商品リスト」の関連商品に対する追加説明を下記のとおり行った。(1)越境 EC 小売輸入の対象となる乳児用調製粉乳は、現在、関連製品の成分表登録証明書の取得は不要とされているが、国内販売を行う場合、2018 年 1 月 1 日から乳児用調製粉乳に対し、法律に基づき製品成分表登録証明書の取得を義務付けた。(2)化粧品の「中国への初回輸入」の備考欄に関する説明を行った。(3)同リスト中の「医療機器、特殊食品(保健機能食品、特殊医学用途調製食品を含む)」は、政府の関連法律に従い登録若しくは届出手続きを「行わなければならない」との規定について説明を行った。また、国家質量監督檢疫檢驗總局は、一部の品目の「ネット通販保税商品のみを対象とする」との規定について説明を行った。

税関が越境 EC 小売輸出入商品の監督管理に関する措置を公布

中国税関総署は、2016 年 4 月 6 日付けで「越境 EC 小売輸出入商品の監督管理に関する公告」(税関総署公告 2016 年第 26 号)を公布した。同公告は、越境 EC 小売輸入商品の監督管理を適正に行い、電子商取引(EC)の健全な発展を促進し、企業管理、通関管理、税徴収管理、物流監督管理、商品返品管理などについて、詳細に規定している。なお、同公告の発効に伴い「税関総署 2014 年第 56 号公告」は同時に廃止された。

中国税関が入国物品分類表と入国物品課税価格表を公布

税関総署は、2016 年 4 月 6 日付けで「中華人民共和国入国物品分類表」及び「中華人民共和国入国物品の課税価格表に関する公告」(税関総署公告 2016 年第 25 号)を公布した。同公告は、「税委会「2016」2 号」を基に、税関総署 2012 年第 15 号公告の「中華人民共和国入国物品分類表」ならびに「中華人民共和国入国物品の課税価格表」の商品分類と適用税率の調整を行っているが、商品分類の方法と課税価格の設定方針に変更はない。

上記テーマの概要と分析は、KPMG China が作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Japanese/Documents/china-tax-alert-1604-15-j.pdf>

税関が輸出入貨物通関申告書及び出入国貨物届出リストの様式を改定

中国税関総署は、2016 年 4 月 15 日付けで「輸出入貨物通関申告書及び出入国貨物届出リストの様式の改定に関する公告」(税関総署公告 2016 年第 28 号)を公布した。同公告において、輸入貨物通関申告書、輸出貨物通関申告書、手荷物貨物届出リスト及び持出貨物届出リストの改定内容が明確にされたことで、今後は、輸出入貨物の荷受人及び荷送人の申告手続きはさらに厳格になる。注意すべきことは、「特殊関係の確認」「取引価格への影響の確認」および「ロイヤリティ支払の確認」などが追加の項目として書類の商品欄の下部に表示される。改定された後の 4 種類の申告書とリストは、2016 年 5 月 16 日から使用され、同時に、改定前の通関申告書及び届出リストは廃止される。ただし、2016 年 5 月 16 日以前に既にプリントアウトされ、税関の記名捺印のある旧様式の通関申告書及び届出リストは、引き続き有効である。

税関が特殊監督管理地域及び保税物流センター(B 型)地域に対し通関一体化の改革を推進

中国税関総署は、2016 年 4 月 27 日付けで「税関特殊監督管理地域及び保税物流センター(B 型)における地域通関一体化改革の推進に関する公告」(税関総署公告 2016 年第 29 号)を公布、施行した。同公告は、税関の地域通関一体化改革を推進して、保税加工サービス、保税物流サービス、保税保管サービスなど、地域通関に対する監督管理体制の構築の国家戦略に関連するものである。また、同公告は、「税関特殊監督管理地域及び保税監督管理場所における地域通関一体化改革の実施に関する税関総署の公告」(税

関総署公告 2015 年第 47 号公告)を引き継ぐもので、特殊地域及び保税物流センター(B 型)内の企業について、地域通関手続きが一体化された出入国申告手続、貨物検査、輸送方法及び通過手続などを明確にするものである。

税関が香港及びマカオの電子 CEPA 原産地証明書を認可

中国税関総署は、2016 年 4 月 29 日付けで「香港・マカオの電子 CEPA 原産地証明書に関する公告」(税関総署公告 2016 年第 30 号)を公布した。同公告によると、2016 年 5 月 1 日から香港及びマカオの原産地証明書発行機構の電子 CEPA 原産地証明書が認可され、輸入貨物荷受人又はその代理業者が輸入申告を行う場合、原産地証明書の正本の代わりに輸入業者の原産地証明書の写しで足りる。同公告は、中国大陸部と香港・マカオ間の貨物取引に有益である。

各地域の税関政策の最新動向

北京税関: 北京税関が 2015 年第 7 号公告を廃止

北京税関は、2016 年 4 月 7 日付けで北京税関公告 2016 年第 3 号を公布した。同公告は「保税展示取引関連実務に関する税関総署の通達」(署加発「2015」266 号)の要求に基づき、税関特殊監督管理地域及び保税監督管理場所の内外で展開される保税展示取引実務を明確にした。さらには、税関総署の通達の要求事項を徹底させるため、今後は、現場作業フローを更に簡素化させ法執行に一貫性を持たせる。なお、2015 年公布の第 7 号公告は廃止される。

上海税関: 通関申告企業の「1 地登録、全国通関」

(1箇所の税関で登録すれば全国すべての税関で通関申告が可能)に関する改革の実施

上海税関は、2016 年 4 月 28 日付けで「通関申告企業の「1 地登録、全国通関」に関する改革実施の公告」(上海税関公告 2016 年第 4 号)を公布した。今後は、上海税関で登録・登記許可書を取得した通関申告企業は、現行の通関申告システムから通関申告情報を全国の税関に送信するだけで税関申告が行えることになる。また、全国の税関から登録・登記許可書を取得した通関申告企業も、同じく中国電子通関事前入力システムから通関申告情報を上海税関に送信するだけで税関申告が行える。通関申告企業「1 地登録、全国通關」の改革は 2016 年 5 月 16 日から実施される。

広州税関: 「インターネット+加工貿易」モデルの実施

広州税関は、2016 年 4 月 7 日付けで「「インターネット+加工貿易」モデルの実施に関する通達」(広州税関通達「2016」2 号)を公布了。同公告の公布により、保税貨物に関する監督管理の更なる利便性、税関監督管理の効率化、公共事業の最適化が実現する。「インターネット+加工貿易」モデルは、「インターネット+原簿作成(届出)」「インターネット+原簿変更」「インターネット+外注加工」「インターネット+転廠(深加工結轉)」「インターネット+国内販売徴税」「インターネット+申告・照合」などの 6 項目である。これによって、加工貿易企業は、広州税関の対外的なサービスプラットフォームにアクセスして、電子通關事前入力アプリケーションを自らダウンロード・インストールすることで、無料で自主申告が行える。

広州税関: 「インターネット+簡便な通関手続き」改革の推進

広州税関は、輸出入企業の通關手続きの円滑化を図るため、2016 年 4 月 8 日付けで「「インターネット+簡便な通關手続き、改革の推進に関する通達」(広州税関通達「2016」3 号)を公布した。同通達により、既存の「インターネット+」モデルにさらに「インターネット+届出手手続きの迅速化」及び「インターネット+自主的管理」が追加され、「インターネット+簡便な通關手続き」の電子情報化プラットフォーム(「簡素化プラットフォーム」)による「オンライン税關」が促進される。

チャイナタックスアラートの最新号

クロスボーダー電子商取引(越境 EC)小売輸入商品及び物品輸入手順に新政策

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Japanese/Documents/china-tax-alert-1604-15-j.pdf>

Contact us お問合せ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Helen Han 韓瀅
Director ディレクター¹
Email: h.han@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7627](tel:+86(10)85087627)

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

Lisa Li 李輝
Partner ディレクター¹
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Anthony Chau 周咏雄
Partner パートナー
Email: anthony.chau@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3206](tel:+86(21)22123206)

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Yasuhiko Otani 大谷泰彦
Partner パートナー
Email: yasuhiko.otani@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3360](tel:+86(21)22123360)

Dong Cheng 董誠
Director ディレクター¹
Email: cheng.dong@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3410](tel:+86(21)22123410)

Sothern China 華南地域

Daniel Hui 許昭淳
Partner パートナー
Email: daniel.hui@kpmg.com
Tel: +852 2522 7815

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

Lilly Li 李一源
Partner パートナー
Email: lilly.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(20\) 3813 8609](tel:+86(20)38138609)

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.